

用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域内の建築物の用途制限		①学校町・都ヶ丘・赤谷地区 ②八幡1丁目・八幡2丁目地区 ③若宮町1丁目・若宮町2丁目・秋房地区 ④石川2丁目・幸町2丁目・新栄町地区-A ⑤旭町・栄町地区-A ⑥柳町2丁目・芝野地区 ⑦中興野地区		④石川2丁目・幸町2丁目・新栄町地区-B		⑤旭町・栄町地区-B		④石川2丁目・幸町2丁目・新栄町地区-C		⑧寿町・番田・旭町地区-A		⑧寿町・番田・旭町地区-B		⑧寿町・番田・旭町地区-C ⑨後須田地区-A ⑩後須田第4地区 ⑪千刈地区-A ⑫柳町・大郷町・高須町・芝野地区 ⑬樋下・日溝地区 ⑭神明町・上条・八幡地区 ⑮新栄町地区		⑨後須田地区-B ⑩千刈地区-B		備考
		第一種住居地域				準工業地域		準住居地域		近隣商業地域		準工業地域		工業地域				
		建築基準法	地区計画	建築基準法	地区計画	建築基準法	地区計画	建築基準法	地区計画	建築基準法	地区計画	建築基準法	地区計画	建築基準法	地区計画	建築基準法	地区計画	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの	○	▲	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○		○		○		○		○		○		○		○		
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○		○		○		○		○		○		○		○		
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超えるもの									▲						▲		▲10,000㎡以下
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの	○	▲	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲2階以下
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの 2階以下	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	○		○		○		○		○		○		○		○		
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの																	
ホテル、旅館		▲		▲		▲		○		○		○		○		○		▲3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、スキー場、水泳場、ゴルフ練習場、パッティング練習場	▲		▲		▲		○		○		○		○		○		▲3,000㎡以下
	カラオケボックス等							○		○		○		○		○		
	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等							○		○		○		○		○		
	劇場、映画館、演芸場、観覧場							○		▲		▲		○		○		▲客席200㎡未満
	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等							○						○		○		
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所	○	▲	○	▲	○	▲	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲診療所のみ
	老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	自動車教習所	▲		▲		▲		○		○		○		○		○		▲3,000㎡以下
葬儀屋、葬儀施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
単独車庫(付属車庫を除く)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲300㎡以下 2階以下	
建築物付属自動車車庫 ① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下	②	①	②	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
畜舎(15㎡を超えるもの)	▲		▲		▲		○		○		○		○		○		▲3,000㎡以下	
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で、作業場の床面積が50㎡以下	○	▲	○	▲	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲2階以下	
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	①		①		①		○	○	①	①	②	②	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下	
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場							○	○			②	②	○	○	○	○		
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場							○	○					○	○	○	○		
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場																		
自動車修理工場	①		①		①		○	○	②	②	③	③	○	○	○	○	原動機の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下	
火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	②		②		②	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下
	量が少ない施設							○	○			○	○	○	○	○	○	② 3,000㎡以下
	量がやや多い施設							○	○					○	○	○	○	
	量が多い施設													○	○	○	○	

注) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

■ H10.7.1決定済

■ H21.7.16決定

■ H21.7.16変更

■ R4.6.29変更